

第4号議案

大和都市計画下水道排水区域の変更案について（大和郡山市決定）

大和都市計画下水道の変更（大和郡山市決定）

大和都市計画大和郡山市流域関連公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 大和郡山市流域関連公共下水道

- ## 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

1,988 1,988 (上段：変更前)

(備考) 面積約 1,992ha (うち処理区域約 1,992ha) (下段: 変更後)

- ### 3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
富雄川第 21-9 号幹線	大和郡山市今国府町	大和郡山市今国府町	

「区域は計画図表示のとおり」

- #### 4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
郡山ポンプ場	大和郡山市天井町字溝内、 出合、長田、三反町、才六地内	約 14,300m ²

「区域は計画図表示のとおり」

＜変更の理由＞

大和郡山市流域関連公共下水道は、昭和 45 年 12 月に都市計画決定を行い、昭和 46 年度より事業に着手し現在に至っている。

今回、住宅及び事業場等が予定されている区域を追加し、本案のとおり排水区域の見直しを行うものである。

＜計画決定追加面積＞

番号	面積(ha)	変更理由	字名	処理分区
①	0.08	宅地化されたため区域を追加する	満願寺町	富雄川第16-1処理分区
②	0.05	宅地化されたため区域を追加する	満願寺町	富雄川第16-1処理分区
③	0.09	宅地化が予定されているため区域を追加する	満願寺町	富雄川第16-1処理分区
④	0.11	宅地化されたため区域を追加する	満願寺町	富雄川第16-1処理分区
⑤	0.12	宅地化されたため区域を追加する	池之内町	富雄川第17処理分区
⑥	0.02	宅地化されたため区域を追加する	丹後庄町	佐保川第22処理分区
⑦	2.87	事業場が誘致されたため区域を追加する	筒井町	佐保川第22処理分区
⑧	0.21	宅地化されたため区域を追加する	九条町	佐保川第14処理分区
⑨	0.33	事業場が誘致されたため区域を追加する	田中町、外川町	富雄川第15処理分区
⑩	0.20	宅地化が予定されているため区域を追加する	番条町	櫛本北第6処理分区
合計	4.08			

1:10,000

